

バス運行対策費補助金の概要

【補助対象路線の要件（広域的・幹線的路線）】

- 補助対象期間での経常収益が補助対象経常費用に達していない、赤字となる系統であること。
- 生活交通路線としての基準（*）を満たす系統であること。
- 愛知県バス対策協議会において策定される「地域間幹線系統確保維持計画」の中で、地域間幹線系統に位置付けられること。（市町村が主体となって乗合バス事業者に運行委託している路線を除く。）

《* 生活交通路線としての基準》

- (ア) 平成 13 年 3 月 31 日時点における市町村の状態において、複数の市町村に跨る系統であること。（同年 4 月 1 日以降に新たに補助対象とされる系統を除く。）
- (イ) キロ程が原則 10 km以上の系統であること。（ただし、10km 未満のうち、異なる駅間や鉄道駅と空港を結ぶ広域的な路線は対象。）
- (ウ) 輸送量（平均乗車密度×運行回数）が原則 15～150 人の系統であること。
- (エ) 運行回数が、1日3回（3往復）以上の系統であること。
- (オ) 県庁所在地、広域行政圏の中心都市等にアクセスする系統であること。
- (カ) 経常収益が経常費用の11/20以上の路線又は、市町村等が支援することにより経常収益及び当該市町村等の支援額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの。

【補助額算定方法の概要】（路線維持費）

補助対象経常費用と経常収益との差額（欠損額）を基礎として算定

補助率：国 1/2 県 1/2

【小牧市関係路線】

- 系統名 「岩倉」 岩倉 ～ 名鉄間内駅 予算見積額 1,285.5 千円
- 系統名 「桃山」 春日井駅 ～ 大草 予算見積額 616.5 千円

※補助対象年度 (H29. 10～H30. 9) の実績数値により算定します。